

令和5年

第2回新温泉町教育委員会会議議事録

(令和5年2月20日開催)

新温泉町教育委員会

## 令和5年第2回新温泉町教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年2月20日（月）午後1時45分～午後5時30分
- 2 場 所 サンシーホール浜坂 研修室
- 3 出席者 西村教育長  
(委 員) 山本教育委員 阪本教育委員 村尾教育委員  
欠席) 宮口教育長職務代理者  
(事務局) 中島こども教育課長 西脇生涯教育課副課長、樹岡こども教育課参事  
吉田こども教育課長補佐兼教育総務係長、川夏事務員
- 4 会議録署名委員 山本教育委員 村尾教育委員
- 5 傍聴者 0人
- 6 議 事  
日程第1 会期の決定  
日程第2 会議録署名委員の指名  
日程第3 前回会議録及び前々回会議録の承認  
日程第4 教育長報告及び所管事務報告  
日程第5 議案第2号、議案第3号 校区外就学願の承認について  
日程第6 議案第4号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第7 議案第5号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第8 議案第6号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
日程第9 議案第7号 新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について  
日程第10 議案第8号 新温泉町子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務等取扱要綱及び新温泉町保育料軽減事業実施要綱の一部改正について  
日程第11 議案第9号 新温泉町私立認定こども園保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部改正について  
日程第12 議案第10号 新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について  
日程第13 議案第11号 新温泉町適応指導教室設置要綱の一部改正について  
日程第14 議案第12号 新温泉町部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について

- 日程第15 議案第13号 新温泉町立小・中学校における副籍による交流及び共同学習実施要綱の制定について
- 日程第16 議案第14号 新温泉町文化財センター条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 新温泉町文化財センター管理規則の制定について
- 日程第18 議案第16号 新温泉町文化財センターの施設使用に関する要綱の制定について
- 日程第19 議案第17号 新温泉町文化財センター資料取扱要綱の制定について
- 日程第20 議案第18号 新温泉町偉人マンガ制作委員会設置要綱の制定について
- 日程第21 議案第19号 新温泉町スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の制定について
- 日程第22 議案第20号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第23 議案第21号 新温泉町浜坂B&G海洋センター管理規則の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 新温泉町浜坂体育センター管理規則の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 新温泉町浜坂すこやか広場管理規則の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 新温泉町浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場管理運営規則の一部改正について
- 日程第27 次回新温泉町教育委員会日程について

\*\*\*\*\* 開会 午後1時45分 \*\*\*\*\*

○西村教育長 只今より令和5年第2回新温泉町教育委員会を始めさせていただきます。

本日は、宮口教育長職務代理者が欠席ですが、過半数に達しておりますので会議は成立しております。

改めまして、皆さん、こんにちは。年度末まであと1か月ちょっとというところでございます。各学校園では学校評価を受けて来年度に向けての準備を着々と進めているところです。意見の中には、学校への期待も含めて、いろんな改善点が書かれている、評価されている保護者の方もいらっしゃるということで、それらもしっかり受け止めて、次への準備を進めているところです。また、卒業式前になりまして国からマスクの着用についての指示がきております。県を通じてきたわけですがけれども、新聞等で見ますと、やっぱり学校現場でも慎重な意見、それから子ども本人、また、各家庭でもまだマスクをするだろうというような意見等が出ています。本町としましても、時期やタイミングを見ながらどうしていくのかということを協議していきたいと思っています。コロナの影響でいろいろと子どもたちの心にも変

化があるわけですが、そういった子どもたちの心のケアを図りながら、年度末まできちんと来年度につなげるように対応していきたいと思っています。

本日も教育委員の皆様からのいろんなご意見をいただきながら、新温泉町の明日の教育に生かしていきたいと思っています。また、来年度へ向けてのご意見等もいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程第1の会期の決定についてです。本日の17時までの1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「はい」の返事有り）異議なしということで進めさせていただきます。次に日程第2の会議録署名委員の指名ですが、山本委員と村尾委員にお願いいたします。次に日程第3の前々回及び前回会議録の承認について、先ず前々回の承認を村尾委員にお願いします。

○村尾委員 簡潔に正しく記載されていたことを報告します。

○西村教育長 次に前回会議録の承認を阪本委員にお願いします。

○阪本委員 正確かつ簡潔に記載されていたことを報告します。

○西村教育長 ありがとうございます。それでは、日程第4 教育長報告及び所管事務報告に進めさせていただきます。先ず私のほうから教育長報告をさせていただきます。（別紙「教育長報告」及び議事日程資料1ページを説明）

○西村教育長 以上で報告を終わります。ここまでの報告でご質問等ございましたらお願いいたします。阪本委員。

○阪本委員 子どもがいるので、夢が丘中の入学説明会に参加させていただいたんですが、その中で保護者の方がいろいろと質問されて、保護者のほうも忌憚なく話をしたいという思いがあるのか、子どもの前ではあんまり話することじゃないなという内容もあったので、説明会の方法を考えることも必要かなと思いました。

○西村教育長 ありがとうございます。この件につきまして、樹岡参事。

○樹岡参事 入学説明会の在り方についてご質問をいただきました。やはり保護者にとりましては、子どもたちが中学校に向けてどんな準備をしいのか不安になっていることもあると思います。また、中学校のほうから具体的に説明を聞くという貴重な機会でもあります。しかし、保護者だけが聞けばいいという内容等もあると思いますので、その辺りは整理をしながら学校と連携して来年度に向けては準備を図ってまいりたいと思います。

○西村教育長 ご意見ありがとうございます。また調整していきたいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。よろしければ所管事務報告に進めさせていただきます。

こども教育課からお願いします。

○中島課長 （議事日程資料1～8ページ及び当日配布資料を説明）

○西村教育長 こども教育課の所管事務報告について説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 最初に教育長さんの報告の中でも触れられたんですけど、卒業式や入学式の式場でのマスクの着用ですね、児童生徒はマスクを外してもいいんだと、来賓や保護者は原則マスクだという記事が出ていたように思うんですけども、基本的にはここに出る我々もマスクを着用して、教育委員会の告辞もマスクをしたまま言わせてもらったらいいですね。

○西村教育長 マスクを着用していただいて出席していただいて、読んでいただくときは距離がありますので、マスクを外していただいて対応をしていただく方向で。今度の校園長会で確認していきたいと思っています。子どもがマスクを外して、大人がしている、中学校であれば入試がすぐある、なのでそういったことも今の対応では難しいかなと思いますので。証書を受けるときに顔を見せるという意味でマスクを外すのはいいかとは思っていますけれど、最終的に校園長会の中できちんと方向を打ち出したいなと思っています。教育委員の皆さんにはマスクをしていただいて、読むときには取っていただけたらと思っています。ほかはいかがでしょうか。よろしければ生涯教育課の所管事務報告をお願いします。

○西脇副課長 （議事日程資料9～28ページおよび当日配布資料を説明）

○西村教育長 生涯教育課の所管事務報告について説明が終わりました。ご質問等ございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 2点、発言させていただきます。まずは1点目ですけれども、前田純孝さんの功績をたたえてここ何年も学生の短歌コンクールが行われていて、全国から中高生や大学生から応募があつて、それぞれすばらしい短歌がなされているということなんですけど、僕はこの前田純孝さんの短歌というのは新温泉町のすごい宝だと思うんですね。こういう取組を今後どうやって広げていくかということで、例えば香美町では、100人展ということで絵画をいろんな公共施設に展示している。その背景の1つには、大乘寺の円山応挙というのがあるんですね。ああいう地元根差した偉人とか文化を今の子どもたちにも触れさせたり、自分たちが実際に描いた絵を広く町民に知らせてということをしている。やっぱりこの短歌というのはすごく町として大事にしてほしいなという気がしていて、例えば小学生でも

決してできないものではないなと思っているんです。国語の時間に短歌を学習する学年があると思うんですね。そういう学年の子どもたちに自分たちの住んでいる新温泉町にはこんな立派な歌人がいて、毎年こういう大きなコンクールがあって、自分たちも実際に短歌を作ってみる、その短歌をどこかに掲示する、小さい頃からそういう文化に触れる1つの足がかりを小学生にも広げていったらどうかなということを思っていますので、その辺をご一考いただけたらなと思っています。2つ目ですけれども、大変すばらしい文化財の活用計画が出ていて、本当にこれからこういったものをパブリックコメントでいろんな皆さんの意見を集約するというので、とてもすばらしいなと思って中身も見せていただいているんですが、2ページに書いてあるこの五角形の図がまさに新温泉町そのものを表しているということにすごく思っていて、3ページにもあります措置の中にも幾つか担い手をこれから増やしていくという記載もあるわけですが、この中で学校教育にも触れられている箇所がいくつかあると思うんですね。2ページの五角形、これをどんどん膨らませていったら、新温泉町の特徴がすごく表れてくると思っていますし、壮大な計画で、これから何十年、何百年と続けていく、そのために今の学校教育で若い子たちにこれからの文化を担わせるという、そういう一つの契機になる、その学校教育の中でこういったことをしっかりと、何か自分が興味や関心がある、自分が1つこれについて調べてみたいとか、これからの新温泉町の文化の担い手として1つの分野でも一生懸命調べたとか研究したとか、これから将来を担っていく子どもたちに若いときからこの文化のよさとか、新温泉町のよさをしっかりと実感させていっていただきたいなということを強く思いました。

○西村教育長 ありがとうございます。西脇副課長。

○西脇副課長 本当に貴重なご意見をありがとうございます。今言っておられましたとおり学校教育の中で触れられていくということは、私としても非常に大事だと思っています。特に短歌に係ることなんですけども、百人一首の大会を温泉公民館でしておりますが、どうしても年々、子どもの数が減ってくる中で参加者が減少しているということがあって、それを今後、この文化に親しむ、かるたに親しむということも併せて考えているところです。子ども会、そして生涯教育としては、やはり自主的な学びということで手を挙げて来ていただくような仕掛けをするということも大事だと思いつつも、やはりこども教育課と連携して学校教育の中でそういったものに触れられる、そこで気づきを得るような機会ができないかということは生

涯教育課長とも話をしております。なので、この短歌につきましても、これもまさにおっしゃるとおりでして、小学生にも何らかのアプローチといいますか、気づきを得る機会があると思いますので、関係機関の中でしっかりと連携していきたいなと思っています。

○村尾委員 よろしいでしょうか。

○西村教育長 村尾委員。

○村尾委員 私、照来小に時々行かせていただくんですけど、子どもたちが作ったかるたがあって、自分たちが勉強したことを自分たちでかるたを作っているんですけど、そういう取組をすると、自分たちが地域に出ている色々な情報を仕入れる、学習することにつながると思うんですね。自分たちが勉強したことを形に残して、それを貼ることで自分たちより下の児童がそれを見てまた勉強していく、そういうことが楽しいというか、そういう文化に触れるというか、そういったことを感じていくと思うんですね。だからそういうものを大事に、最初から短歌というと少しハードルが高いかも分かりませんが、文字数だけ合わせていくとか、そういうことで、1つの思いが伝わるようなことを勉強していくというようなやり方もあるのかなと思うんです。百人一首も大事なんですけども、なかなか難しいと思うんですね。かるた作りになると、とっても生き生きと意見を出し合いながらやっていったんだろうなというのが貼ってある作品を見て思うんですけど、そういう楽しみながら地区を知っていくとか、ゲーム感覚で文字数を合わせていくとか、気持ちを表現していくとか、そういうことを学習でしていただいたら、楽しくやっていけるんじゃないかなと思います。

○西村教育長 本当にいいご意見をいただいております。各学校でいろんな取組をしておりますので、ふるさと教育の中で、学習の中で今、山本委員や村尾委員からいただいたご意見も大切にしながら、今現在している学校もあります。それから前田純孝はこの町の宝だということを私たち大人が大事にしていけないと子どもに伝わっていきませんので、そのことを大事にしていきたいなと改めて感じました。たまたまなんですけど、夜のテレビ番組で、香住の大乗寺の特集をずっとされていまして、前から知っていたんですが、すごい細かく取り上げられていて、今、山本委員がおっしゃられたとおり、新温泉町もそういった宝がいっぱいありますので、子どもたちに伝えていかないといけない、それは大人の役割であるということを感じていますので、学校教育の担う大きな役割でもあると思います。生涯教育課と

しっかり連携を取って生涯教育の中でも取組みながらしていけないといけないという  
ことを改めて感じています。あと、文化財計画の学校教育のことを樹岡参事。

○樹岡参事 文化財計画と学校教育の関連性ということなんですけども、本計画につ  
きましても、今年度から実施している教育振興基本計画との兼ね合いも加味してい  
ただきながら策定いただいているところであります。教育長は以前から「新温泉町  
のつなぐ・つながる教育」をキャッチフレーズで出していますし、今、山本委員か  
らおっしゃっていただきましたように、この壮大な計画を計画だけに終わらせずに、  
先人たちが築いてきたものを未来につなげていくんだという、その辺りを生涯教育  
課とこども教育課が連携しながら一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

○西村教育長 ありがとうございます。ほか、いいでしょうか。山本委員。

○山本委員 こういう計画は壮大になればなるほど町民だけの力ではなかなか広がり  
だとか、深化というのはいけないと思うんです。学校教育で小さいうちに成長過程  
で、小中高でこういったものに触れたり、こういったものを調査したり、こういう  
ことに対して学ぶっていうものがあれば、この計画が壮大であればあるほど絶対効  
果がこの先見込めるんじゃないかなと思っていますので、高校生は高校生なりに、  
できれば浜坂高校の魅力の1つにしていけたらいいと思っていますし、中学校や小  
学校でもできることを掘り下げて生かして学ばせていってあげていただきたいな、  
そしたらこの計画がきっと花開くと思っています。

○西村教育長 ありがとうございます。本当にこの計画をどう生かしていくかという  
ことに関して、学校教育の力ってすごく大きいものだと思いますので、中学校、  
高校がつながっていくような形のものにできたらなということを感じております。  
ほかどうでしょうか。では、ここで休憩を取らせていただきます。3時5分まで休  
憩とします。

\*\*\*\*\* 休憩 午後2時55分 \*\*\*\*\*

\*\*\*\*\* 再開 午後3時05分 \*\*\*\*\*

○西村教育長 再開します。日程第5 議案第2号、議案第3号 校区外就学の承認  
について 事務局より説明させていただきます。

○吉田課長補佐 (議事日程資料 29～35ページを説明)

- 西村教育長 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。では、校区外就学の承認について 承認いただけますでしょうか。（委員全員「異議なし」）ありがとうございます。それでは次に行かせていただきます。日程第6 議案第4号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 事務局より説明させていただきます。
- 中島課長 （議事日程資料 36～40ページを説明）
- 西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。  
山本委員どうぞ。
- 山本委員 健全育成事業者というのは町だということをおっしゃったんですけど、放課後児童クラブと考えたらいいんですか。
- 西村教育長 中島課長。
- 中島課長 放課後児童クラブということで、事業者は町ということになります。
- 山本委員 計画作成が、令和5年度までは努力義務ということですが、令和6年4月1日からは義務になるわけですね。大変な内容だなと思って読ませていただいたんですけど、例えば先のことを想定したら、保護者に対する説明とかは、教育委員会がされるということ想定されているわけですか。
- 西村教育長 中島課長。
- 中島課長 おっしゃられるように基本的には説明をしなければならないという認識でおります。ただ、令和5年度中につきましては、経過措置ということで努力義務になっておりますので、令和5年度中に業務継続計画であったり、安全計画の策定をしなければならない、それと、保護者にも説明していかなければならない、それから職員についても一定の研修等を行っていく必要があると認識しております。
- 西村教育長 山本委員。
- 山本委員 実際に痛ましい事故が起こって省令が変更されて、地方行政のこういったものまで大きく変わって、大変な負担感といいますか、放課後児童クラブでもなかなか運営が大変だということも聞いている中で、またこういったことが増えていくということで、本当に教育委員会や職員の皆様のご負担は大きくなるんだろうなと思いますけど、頑張ってしてくださいとしか言いようがないです。
- 西村教育長 いかがでしょうか。では、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第4号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第7 議案第5号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 41～45ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 家庭的保育事業というのは、どういったものなんでしょうか。今日いろいろと保育の中で非常に不適切な保育が行われているという事案がいっぱい耳に入るんですけど、そんな中で、何で13条の懲戒に係る権限の内容を禁止するというような文言が削除されるんですか。

○西村教育長 中島課長。

○中島課長 まず前段の家庭的保育事業ですけれども、これにつきましては、新温泉町内では適用される事業所はございません。これはマンション等を使って5人程度以下の小規模な保育を行うものでございますので、現在の新温泉町内で適用されるものはありません。懲戒権に関する規定の部分でございますけれども、民法第822条に、従前は「親権を行うものは監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」ということで、いわゆるしつけという部分で民法上で認められていた部分がございましたが、虐待につながっているとの指摘があり、このたび民法の改正が行われ、親権を行う者の懲戒権が削除されております。それに伴いまして関係規程であるこの条例からもこの規定を削除するということでもあります。

○西村教育長 ほか、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第5号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第8 議案第6号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 46～48ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

- 山本委員 新旧対照表の削除される中に幼保連携型認定こども園及び保育所に限るとありますが、これは新温泉町にも関係があるんですね。
- 西村教育長 中島課長。
- 中島こども教育課長 委員のご指摘のとおり、認定こども園に係る部分でございます。内容としましては、先ほどの議案第5号で説明させていただいた内容と同じになります。
- 西村教育長 ほか、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第6号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第9 議案第7号 新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について を事務局より説明いたします。
- 中島課長 （議事日程資料 49～61ページを説明）
- 西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。
- 山本委員 特定教育・保育施設って聞きなれないんですが、具体的にはどういったものなんですか。
- 西村教育長 樹岡参事。
- 樹岡参事 子ども・子育て支援法において特定教育・保育施設というのが、保育所、幼稚園、認定こども園で市町村の確認を受けたものとなっております。
- 西村教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第7号 新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第10 議案第8号 新温泉町子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務等取扱要綱及び新温泉町保育料軽減事業実施要綱の一部改正について を事務局より説明いたします。
- 中島課長 （議事日程資料 62～65ページを説明）
- 西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第8号 新温泉町子どものための教育・保育給付に係る支給認定事務等取扱要綱及び新温泉町保育料軽減事業実施要綱の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ござい

ませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第11 議案第9号 新温泉町私立認定こども園保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部改正について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 66～68ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。村尾委員。

○村尾委員 今までが50万円限度ってあるんですが、これを改正して、例えば国が20万円となったら20万円になるということですね。

○西村教育長 中島課長。

○中島課長 園の規模に応じて国が補助基準が設定されておりまして、これまでは50万円でありましたが、これが今後国のほうで改正されることも想定されますので、柔軟に対応していきたいという考えで改正するものでございます。

○西村教育長 あと、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。

議案第9号 新温泉町私立認定こども園保育環境改善等事業補助金交付要綱の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第12 議案第10号 新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 69～71ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 無償化になって保護者も大変喜ばれるだろうと思いますし、給食センターの職員さんも徴収の業務がなくなって多少は喜ばれるんじゃないかなと思うんですけど、期間が1年間ですよ。1年をやったらその後も続けないと、あの年だけは何で無償にしたのってきっと思われるだろうと思うんですけど、1年限定でいいんですかね。

○西村教育長 中島課長。

○中島課長 おっしゃられることはごもっともな部分はあると思うんですけども、給食費の無償化につきましても財源が必要となります。そうした中で令和5年度につきましても、令和4年度の交付税の臨時特例措置分の余剰分を令和5年度に繰り越すということで、それを財源に令和5年度は措置するというので令和5年度中は

免除が可能と判断しております。令和6年度以降の対応につきましては、ふるさと納税等の伸び等を考慮しつつ、令和6年度以降の対応を検討するという事で今、終わっておりますので、現段階では令和5年度中の措置ということでの規則改正を行うものでございます。

○西村教育長 山本委員。

○山本委員 この1年間そういったことで無償化になるということはよく分かりました。ただ、先ほども申し上げましたように、1年間は無償で給食を食べさせてもらったという事実が残れば、また次年度からは徴収しますというようなことはなかなか理解が得られんと思うんで、そこら辺のことは事前にしっかりと説明をされないといけないということを聞きながら強く思いました。

○西村教育長 ご指摘のことは大切なことだと思います。ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第10号 新温泉町立学校給食センター管理運営規則の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第13 議案第11号 新温泉町 適応指導教室設置要綱の一部改正について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 72～74ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 私、今回資料を頂いたときに一番何でだろうなと思ったのがこれです、今、文化会館の中で開かれているそれが場所を移すということで、支援センターは役場の前ですよ、あそこに移されるという、なぜかなという、そこら辺の理由がお聞きしたいなと思ったのと、例えば去年は5人おったのが今年は2名になっていて、今の文化会館でもある程度スペースは担保できていると思うんですけど、新しいところによって施設のいろんなものが変わるのかとか、その辺はどうなんですかね。

○西村教育長 樹岡参事。

○樹岡参事 適応指導教室の利用者は限られているんですけども、文化会館では1つの部屋を使って事業を展開しているんで、例えば相談業務が入ると場所が厳しくなりますし、あと、中学校の場合は、基本的に教科担任制になりますので、別々の教科をやりたいとなった場合、教育委員会の事務局と近くなりますので、指導主事が

その免許に応じての指導を展開できる、そういうメリットがございます。そういうことを勘案していきますと、子育て支援センターに場所を変えた方が幅広い事業展開ができるということで今回の提案になっております。

○西村教育長 適応指導教室を開設するときに、場所をいろいろ考えまして、子育て支援センターも候補としてはあったんですけども、スタートするときに準備ができなかったということで文化会館をお借りしていい形でこれまで進んできました。教育委員の皆様は1回文化会館の様子を見ていただいたときに、もっとリラックスできるような空間といいますか、環境がやっぱり必要じゃないかというご意見もいただいたことがありました。今の子育て支援センターであればじゅうたんのところがあるので、ちょっと休憩する場合、スペースとしていい場所になるんだろうなということと、相談業務をするということにつきまして、文化会館では、相談業務、子ども相談室をそこに設置するということは、会館の設置の趣旨から少しずれてくるということも懸念されています。ですので、今回場所を移すことによって子ども相談室としての機能も充実させることにもつながるということで、場所変更を行いたいと考えています。

○山本委員 樹岡参事がさっき言われた、中学生で違う教科を勉強したいという子がいた場合、支援センターであれば、町教委からすぐに行ってその子を見てやれるという、そういうメリットがあるということですよ。部屋は2部屋ぐらいあるわけですか。1部屋を2か所に分けてやる、基本は1部屋ですか。

○樹岡参事 複式学級みたいな指導のイメージを想定しております。

○村尾委員 いいでしょうか。

○西村教育長 村尾委員。

○村尾委員 子育て支援センターって結構小さい子どもさんが来て、仲よし広場とかいろんなことをやっていて、にぎやかにされていると思うんですけど、その辺の時間帯で勉強するというときに、にぎやか過ぎるようなことは大丈夫ですか。お部屋の確保はちゃんとできるんでしょうか。

○樹岡参事 子育て支援センターの主な活動場所というのが、玄関から入って左手の大きな部屋になります。適応指導教室は右側に曲がって奥の部屋を考えていますので影響ないと考えてはおります。

○西村教育長 適応教室に通う子どもによりますけども、小さい子どもと交流することが子どもにいい影響を与えることにつながることも考えられるのかなということ

ろもあります。施設のには、参事が説明したように、大きな影響はないだろうと思っています。山本委員。

- 山本委員 今、教育長さんが言われた、ある意味で中学生とか小学生の高学年の子が小さな子どもと接してかわいがってあげるということはとってもいいことかなとは思って、その子らにとっても、通いたくなるだろうなと思うんですけど、一方で、支援センターの状況を考えたら、あそこは保護者もおられて、そういう中で、何であのお兄ちゃんやお姉ちゃんはここにいるのみたいな、かえって余計な詮索を受けかねないんで行きたくないとか、そういう問題も出てくる可能性はあるんで、一概に乳幼児と触れ合わせるということが必ずしも得策ではないような気がしますんで、その辺はぜひ慎重にしてあげてください。
- 西村教育長 ありがとうございます。そういうことも考えて出入口も別にするような形を考えております。ほか、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第11号 新温泉町適応指導教室設置要綱の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第14 議案第12号 新温泉町部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について を事務局より説明いたします。
- 中島課長 （議事日程資料 75～77ページを説明）
- 西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。西協副課長。
- 西協副課長 今回生涯教育課で提案させていただいている例規と表現が異なる部分がありますので、統一していただいたほうがいいと思います。具体的には生涯教育課ではスポーツ協会やスポーツ推進委員の前に町を入れています。
- 樹岡参事 そちらのほうがより丁寧だとは思いますが。
- 西協副課長 町スポーツ協会では団体名になると思います。
- 吉田課長補佐 であれば、第4号で教職員代表としているので、町スポーツ協会代表、町スポーツ推進委員代表ではどうでしょうか。
- 山本委員 そういう形で整理されたらいいと思います。
- 西村教育長 それでは、町スポーツ協会代表と町スポーツ推進委員代表に修正させていただきますと思います。そのほかに質問ございませんか。ないようですので、議案第12号 新温泉町部活動のあり方検討委員会設置要綱の制定について 先ほ

どの修正案で承認することにご異議ございませんでしょうか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第15 議案第13号 新温泉町立小・中学校における副籍による交流及び共同学習実施要綱の制定について を事務局より説明いたします。

○中島課長 （議事日程資料 78～84 ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。村尾委員。

○村尾委員 今まではこれがなかったんですか。今までだと、例えば運動会なんかの行事で姿を見かけたりしていたと思うんですけど、そういう決めがなかったということでしょうか。

○西村教育長 樹岡参事。

○樹岡参事 今までの取組についてご質問いただきました。実は、学校同士が行っている居住地交流というものにつきましては実施をしておりました。ただ、その中には教育委員会が関係することはなくて、学校同士の打合せ等で実施をされていたという事実がございます。兵庫県教育委員会が令和4年3月に副籍ガイドというものを策定されまして、学校同士で行うのではなくて、そこには教育委員会も入って、地域の子どもは地域で育てるという趣旨の下、一体となって育てていこうという趣旨でございます。そのため今回このような提案をさせていただいたところです。

○西村教育長 阪本委員。

○阪本委員 すみません、新温泉町だと鳥取の学校に在籍されている方もいると思うんですが、そういう場合はどうなるんですか。

○西村教育長 樹岡参事。

○樹岡参事 おっしゃられますとおり、鳥取県に関しましては今までどおりの形になるかなと思っております。といいますのは副籍という事業に関しましては兵庫県が実施するというので、全国的な展開であれば一律に実施することができるんですけども、今回に関しましては令和5年度から実施される兵庫県の取組に合わせたというところであります。

○西村教育長 山本委員。

○山本委員 この副籍というものの考え方なんですけど、先ほど言われたように、従来から居住地交流というのがあったと思うんですけど、副籍というのは、例えば浜坂北小学校区に住んでいて支援学校に行っている子どもさんというのはその副籍は

浜坂北小学校になって、支援学校と浜坂北小学校の交流とか共同学習になるのか、例えば浜坂北小学校の校区に住んでいても、例えば浜坂西小学校の学校と交流が持てるのかとか、副籍というものの考え方はどうなるんですか。

○西村教育長 樹岡参事。

○樹岡参事 考え方としましては、居住地の学区、例えば浜坂北小学校区に住んでいるお子さんは浜坂北小学校区に副籍を持つことになります。

○西村教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。

議案第13号 新温泉町立小・中学校における副籍による交流及び共同学習実施要綱の制定について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に移らせていただきます。日程第16 議案第14号 から 日程第19 議案第17号 までは関連がございますので一括で説明をさせていただき、採決は1件ずつさせていただきます。それでは事務局より説明いたします。

○西脇副課長、川夏事務員 （議事日程資料 85～111ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 今、説明を聞いていて、使用目的が限定されているような施設で、実際にこの使用目的でこの文化センターがたくさん活用されるのかなという印象を受けたんですが、見通しはどうなんでしょうか。

○西村教育長 川夏事務員。

○川夏事務員 基本的には文化財の活用、整理、研修というところで、これまでは多目的とか先人記念館でしていた歴史的な講演、それから古文書教室とか、そういう伝承的な教室については、このセンターで行うということを考えております。あと、まちづくりということで、町内の会議にも使っていただけるのかなと思っています。まちづくりという視点についてはいろんな使い方ができるのかなということと、あと、1階のロビーについては味原川の歴史的なもののパネルを展示して、小学校の味原川の自然観察の帰りに寄ってもらう。あとは液晶プロジェクターといったものも用意しますし、ロビーのほうもちょっとしたパネル、作品の展示という形での使用はしていただけるのかなと。

○山本委員 ありがとうございます。最初は先ほど言われたように、これからは地域おこし協力隊の方が常駐されてここを管理されることになるわけですか。

- 川夏事務員　そうですね、どなたが手を挙げていただけるかというハードルは高いんですけども、来ていただいたら資料の整理とそれを使ったまちづくりを地域おこし協力隊の方にさせていただきたいと考えています。
- 村尾委員　よろしいでしょうか。
- 西村教育長　村尾委員。
- 村尾委員　使用料のところですね、研修室1も研修室2も同じ金額ですか。町内の方が使われて2時間でも1000円。広さによらず決まっている。
- 川夏事務員　はい。最近できたまち歩き案内所を参考に1,000円としています。
- 西村教育長　ほかはいかがでしょう。それでは採決をさせていただきますが、1件ずつ行います。先ず、議案第14号　新温泉町文化財センター条例の制定について原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。次に、議案第15号　新温泉町文化財センター管理規則の制定について　原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。次に、議案第16号　新温泉町文化財センターの施設使用に関する要綱の制定について　原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。次に、議案第17号　新温泉町文化財センター資料取扱要綱の制定について　原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に、日程第20　議案第18号　新温泉町偉人マンガ政策委員会設置要綱の制定について　を事務局より説明いたします。
- 西脇副課長　（議事日程資料　112～114ページを説明）
- 西村教育長　説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。村尾委員。
- 村尾委員　今後、マンガ制作をしてみようという方々は何人くらいいるんでしょうか。
- 川夏事務員　リストとして26名はあるんですけど、あと、子どもたちにどう教えていく、物語なり漫画にしたときにそれがどうできるかというのは、これから課題になりまして、調査研究していく必要があるんですけど、取りあえず一昨年、加藤文太郎の漫画を作りまして、今回は第2回目としまして、令和6年11月に諸寄の篠原無然さんが亡くなって没後100年になるということがありまして、無然

さんの社会教育とか、町内それから飛騨、それから灘波病院で勤められて、そういうところの功績等を漫画にできたらということで、飛騨の高山では副読本にも取り上げられたりという取組をされておりますので、飛騨の調査研究なり、またそこを参考にしながら漫画ができたかなというふうに思っています。あとは、温泉地域の竹中要さんは、植物学者でソメイヨシノの起源種を発見されたり、アサガオの研究という方もいらっしゃいますので、浜坂地域と温泉地域のバランスも考えて、漫画というもので地域の先人を研究していけるような事業に展開できたらということと、子どもたちへのふるさと教育につながる内容にどうするかというところが大きな課題にはなると思います。

○西村教育長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 偉大な方々がたくさんいらっしゃると思うんですけど、私たちの年代でもあんまり知らないお名前があって、それこそ没後100年とかになってくるところに例えば生家が残っているとか、そういうようなことがあれば子どもたちもちょっとはなじみがあると思うんですけど、全く地元でそういうものは残ってないと分かりにくいかなという点もあると思うんです。今、子どもたちが身近に感じられるのが、但馬杜氏さんであれば、おじいちゃんがそうだったとか、それから但馬牛でもうちの家系が代々そういうことをやっているんだとか、そういうことがあると子どもたちにも親しみがあるのかなと思うんです。そういうような何かうまく結びつくような形で、子どもたちが、こういうことであの地区にそういうところがあったんだとかってなったらいいかなと思うんです。そういう結びつきができるような、つながりができるような形で興味が湧くということも大事かなと思うんで、今後つくっていただいたときによろしくお願ひしたいと思います。

○川夏事務員 篠原無然さんや前田純孝さんは諸寄の集落センターの資料があったり、浜坂地域の先人は地域の方が没後100年とか生誕100年で記念碑とかいろんなものが地域に残っていたりします。あと、但馬杜氏でしたら村尾秀一さんがおられたり、田畑文太郎さんが但馬牛の遺伝子の今の改良整備したりというような人もおられたり、但馬牛であれば牧場公園があったりというような、地域にはそういう関わりがありますので、そういうところと併せた漫画になればいいのかなという、そういうふうな漫画にできたらと思います。あと、加藤文太郎さんときには、なかなか小さい頃の記録が残ってなくて苦労したんですが、そうしたところを取り上げて、地域でどう育ったかというところに焦点を当てた漫画になればという思いをしてお

ります。

○西村教育長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第18号 新温泉町偉人マンガ政策委員会設置要綱の制定について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に、日程第21 議案第19号 新温泉町スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の制定について を事務局より説明いたします。

○西脇副課長 （議事日程資料 115～117ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 この委員の任期、委嘱の日から第2条に規定する所管事項の終了の日までということ、平成6年度に向けて協議をしていくということで、大体1年間という任期になるわけですか。

○西脇副課長 おっしゃられるとおり、令和3年度に教育振興基本計画の策定委員の任期もそうだったように、計画が定められた時点で終了という形になります。

○西村教育長 ほか、よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第19号 新温泉町スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の制定について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に、日程第22 議案第20号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について を事務局より説明いたします。

○西脇副課長 （議事日程資料 118～126ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。山本委員。

○山本委員 説明の中でよく分かったんですけど、特にドラゴンボートなんかは燃料費の高騰で使用料が上がっているということなんですけど、それ以外見たらかなり減額されているように思うんですけど、使用に関する収益が減るんじゃないんですか。

○西脇副課長 少し分かりづらいですけども、例えば以前のカヌーの占有使用が町内9時半から12時が1,000円になっているんですけど、これは1台当たりではなくて何台使われても1,000円になっているんです。例えば、団体が来て25人使っても1,000円という状況がありまして、これを1台ごとで整理しないと

いけないんじゃないかと。だから、逆に若干値上げをしている内容になります。

○山本委員 そうなんですか。この400円とかが1台の金額。

○西脇副課長 そうですね。1台当たりの金額になります。個人使用であれば、これまで300円になっているのを、他市町の状況も確認して400円に上げています。

○西村教育長 村尾委員。

○村尾委員 結構サップをされているのが新聞に出たりするんですけど、町外の方が観光目的でお見えになってよく使ってもらえるということはあるんですか。

○西村教育長 西脇課長。

○西脇副課長 B&Gセンターにつきまして、教育施設ということで観光目的というよりは合宿や校外活動で来られる方が多いです。観光目的の方につきましては、岩美町がすごく盛んでして、そちらのほうの施設をご利用されているようです。

○西村教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。議案第20号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、それでは、次に移らせていただきます。日程第24 議案第22号 から 日程第26 議案第24号 までは関連がございますので一括で説明をさせていただき、採決は1件ずつさせていただきます。それでは事務局より説明いたします。

○西脇副課長 （議事日程資料 127～150ページを説明）

○西村教育長 説明が終わりました。ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきますが、1件ずつ行います。先ず、議案第22号 新温泉町浜坂体育センター管理規則の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。次に、議案第23号 新温泉町浜坂すこやか広場管理規則の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。次に、議案第24号 新温泉町浜坂多目的公園グラウンドゴルフ場管理運営規則の一部改正について 原案どおり制定することにご異議ございませんか。（委員全員「異議なし」）原案通り可決いたしました。ありがとうございます。それでは、次に日程第27 その他 次回新温泉町教育委員会日程について事務局よりお願いいたします。

- 吉田課長補佐 次回は3月29日(水)午前9時45分開始で、会場は後日お知らせするというごことをお願いしたいと思います。
- 西村教育長 ご予定はいかがでしょうか。(委員全員了解) それでは次回は3月29日(水)午前9時45分開始、会場はあらためて連絡するというごことをお願いします。それでは、閉会ですが挨拶宮口教育長職務代理者が欠席ですので山本委員にお願いいたします。
- 山本委員 集まっていたいたるときには明るかったのに、もうこんなに暗くなって、今日は盛りだくさんの議案があつて、本当に長時間になってしまいました。ご準備いただいた事務局の皆さん方には本当に大変なご苦勞がおありだったろうなと思います。法令が変われば町の条例や規則が細部にわたって変わっていくところで、今日の議案も随分精査された上で出されたということで、事務局の皆さん方には本当にご苦勞さまでした、ありがとうございますという言葉をかけたいと思います。学校もいよいよ3月を迎えて、教育課程とか人事とか本当に最後のまとめの月に入ります。最後の最後まで息が抜けんと思いますので、教育長さんはじめ、事務局の方々には1年間の締めができますように、また今後ともご尽力いただきますよう、よろしくご願ひ申し上げます。今後ともどうぞよろしくご願ひします。本日はありがとうございます。

\*\*\*\*\*

閉会 午後5時30分

\*\*\*\*\*